

## 市町村からの意見及び対応一覧

一連番号	運営方針案の該当(関連)箇所	寄せられた意見概要	寄せられた意見	対応(案)
1	全体	現状と今後の整合性が取れていない表記が見受けられる。	現状と今後の整合性が取れていない表記となっている部分があるように見受けられるので、統一した表記について全体的に精査されたい。	パブリックコメント及び市町村から寄せられた御意見への本方針への反映はもとより、当課においても本方針の表記について出来る限り統一性を持たせた表記に改める等、精査を行いました。
2	全体	安定的な国保運営につながるよう、市町村と丁寧意見交換を行いながら各種取組を着実に実施すること。	国保制度改革から2年が経過し、県と市町村は国保運営方針に基づき財政健全化、事務の標準化及び効率化、医療費適正化の取組を進めてきたところであるが、今後、財政運営の安定化を図りつつ、都道府県単位化の趣旨の深化や人生100年時代を見据えた予防・健康づくりの強化が求められていることから、次期運営方針の策定後においても安定的な国保運営につながるよう、市町村と丁寧に意見交換を行いながら各種取組を着実に実施されたい。	引き続き、宮城県国民健康保険運営連携会議及び各部会において、市町村との十分な協議及び意見交換を通じ、国民健康保険の安定的及び効率的な運営に取り組んでまいります。
3	第2章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方 (2) 県の国民健康保険特別会計 P8	国の運営方針策定要領に基づき、保険料水準の過度の上下を避ける旨を記述すべき。	国の都道府県国民健康保険運営方針策定要領の改正において、「また、逆に各年で保険料水準が過度に上下することを避けるよう～」と追記されているため、追記してはどうか。	御意見に基づき、以下のとおり追記することとします。 「また、県は、県内市町村の事業運営が健全に行われ、かつ、県の特別会計において必要以上に剰余金や繰越金を確保することのないよう、さらには、各年で保険料水準が過度に上下することを避けるよう、県内国保全体の財政状況のバランスを見極めながら運営する。」
4	第2章 6 県による事務打合せ P11	市町村との事務打合せについて、実施状況を踏まえた表題に変更すべき。	「助言・指導」から変更した「事務打合せ」について、現状は資料作成、書類提出、担当職員の聴取等、事務指導的な要素もあることから、実施状況を踏まえた表題(例として、国保事業支援会議あるいは国保事業概要聴取など)に変更してはどうか。	厚生労働省地方厚生局が都道府県等に対して実施している「事務打合せ」と名称を合わせているものであるため、現行の表記のままとさせていただきます。

## 市町村からの意見及び対応一覧

一連番号	運営方針案の該当(関連)箇所	寄せられた意見概要	寄せられた意見	対応(案)
5	第3章 4 将来的な保険料(税)水準の統一 P12	医療費水準の格差解消に係る要因分析を行うとともに、県が主体的に対策を講じること。	将来的な保険料(税)水準の統一に向けた議論を進めるにあたり、医療費水準の格差を解消するため、医療費水準の地域差に係る要因の分析と、その結果に基づき県が主体的に対策を講じること。	次期運営方針においても保険料(税)水準の統一の時期については市町村との間で継続協議としております。今後、統一化の定義や前提条件等、統一に向けた議論を深掘りしていく中で、医療費水準の地域差について要因の分析を行っていくとともに、実効性のある対策を講じていくなど、努めてまいります。 本方針においては、現行の表記のままさせていただきます。
6	第5章 4 保険給付の適正な実施に関する取組 (3)第三者求償事務の取組強化 エ 周知広報の強化 P21	第三者求償事務に資する取組として、課題解決の取組に係る記載はしないのか。	表記を修正した「被保険者向けに送付する医療費通知等の多様な媒体により被害届の提出が進むよう市町村と課題を共有する」について、第三者求償事務の取組強化に資する取組として、課題を解決するためにどうするかの記事にはならないのか。	御意見に基づき、以下のとおり修正することとします。 「また、被保険者向けに送付する医療費通知等の多様な媒体を複合的に活用して、被害届の提出が進むよう周知を行う。」
7	第6章 1 現在の状況 P22	メタボリックシンドロームの該当者割合と、当該取組を記載すべき。	①特定健診・特定保健指導のみならず、メタボリックシンドロームの該当者割合や当該対策の取組も記載すべき。 ②3疾患で治療中のメタボリックシンドローム該当者については、医療機関と連携した保健指導が必要ではないのか。	①御意見に基づき、「1 現在の状況」に「(3)メタボリックシンドローム該当者及び予備群割合の状況」として、「平成30年度のメタボリックシンドローム該当者及び予備群割合は、33.4%であり、全国45位となっている」旨を追記するとともに、平成27年度から平成30年度までのメタボリックシンドローム該当者及び予備群割合の状況を表として記載します。 また、「2 医療費の適正化に向けた取組」の「(1)特定健診・特定保健指導実施率及びがん検診受診率の向上並びに歯周疾患予防対策の強化」に、「メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少等を図るため、特定健診・特定保健指導実施率の更なる向上に向け、～」と追記します。 さらには、「(5)スマートみやぎ健民会議」に、以下を追記します。 「県民の健康寿命の延伸を目指し、メタボリックシンドローム該当者及び予備群割合や脳卒中の年齢調整死亡率が高い等の県の健康課題の解決に向け設立した「スマートみやぎ健民会議」について～」 ②特定保健指導対象者の保健指導実施率が全国と比較し下位であり、また、国の目標値に達していないことから、特定保健指導の対象者を優先課題としております。

## 市町村からの意見及び対応一覧

一連番号	運営方針案の該当(関連)箇所	寄せられた意見概要	寄せられた意見	対応(案)
8	第6章 2 医療費の適正化に向けた取組 (1)特定健診・特定保健指導実施率及びがん検診受診率の向上並びに歯周疾患予防対策の強化 P23	各保険者における特定保健指導の取組について国保連や県が各保険者の抱える課題の把握と支援をいただきたい。	4～5行目「特に、特定保健指導の実施率は全国平均を下回っていることから、早期の向上を目指し」の後に、「各保険者における特定保健指導対象者の特性・地域や職域の特性を考慮した」を追記し、「質の高い健診・保健指導の拡大を図るため～」につなげていただきたい。アウトソーシングに係る質の向上について、国保連が市町村国保の代表とされていることから、国保連や県が各保険者の抱える課題を把握し、事業者の意識やノウハウの向上につながるような支援をいただけることを期待する。	「質の高い健診・保健指導の拡大を図る」ための方策につきましては、頂きました御意見の他、特定健診・保健指導のより効果的な実施体制の検討や健診団体等の委託事業者を含めた特定健診・保健指導従事者の人材育成など、多岐にわたるものであることから、現行の表記のままとさせていただきます。
9	第6章 2 医療費の適正化に向けた取組 (4)糖尿病重症化予防 P23	県糖尿病性腎症重症化予防プログラムにおける県の役割及び体制整備について伺いたい。	①追記した「～引き続き、「宮城県糖尿病性腎症重症化予防プログラム(平成31年3月策定)の定着促進を図るとともに、医療従事者の人材育成及び保険者の取組を推進するための体制整備に取り組み、～」について、県糖尿病性腎症重症化予防プログラムには県の役割として「県内保険者に所属する保健指導実施者の質の向上等の人材育成に努める」とされているが、医療従事者と保健指導実施者の違いを伺いたい。 ②保険者の取組を推進するための体制整備とは、具体的にどのようなことか伺いたい。	①医療従事者とは、医療機関等に所属する医師、保健師、看護師等を指し、保健指導実施者とは、糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づいた保健指導を実施する者としています。 ②県医師会に委託し実施しております宮城県糖尿病対策推進会議や連携会議等の充実を図り、関係機関が連携しやすい体制づくりを目指すこととしています。
10	第7章 全体 P25	都道府県単位化以前に市町村毎に取り組んできた体制に係る市町村への一定の裁量を持たせる。	都道府県単位化以前に市町村毎に取り組んできた国保事業に係る体制や方法等を十分に考慮し、市町村に対して一定の裁量を持たせる方向性を示していただきたい。	事務の共通化については、その必要性和実施方法等について、市町村との十分な協議の下、推進していきたいと考えております。また、将来的な保険料(税)水準の統一化についても、引き続き市町村と十分に協議を行い、進めていくこととしているため、現行の表記のままとさせていただきます。

## 市町村からの意見及び対応一覧

一連 番号	運営方針案の該当 (関連)箇所	寄せられた意見概要	寄せられた意見	対応(案)
11	第7章 全体 P25	オンライン資格確認・マイナンバーカードの保険証利用に関し、本方針に記載する必要はないのか。	オンライン資格確認等に関する内容を記載する必要はないのか。また、「1 事務の共通化」に記載の4項目は限定列記となっているため、共有すべき事務内容が精査されていない事項について、「その他」として記載する必要があるのではないのか。	令和3年3月からオンライン資格確認が運用予定であり、県としては、円滑な運用に向け各市町村に対し必要な支援を実施したいと考えております。 医療保険を運営する各保険者にとってオンライン資格確認システムの果たす役割は大きいですが、その他の事項についても共通化などの必要になる可能性があることから、柔軟な対応が取れるよう以下のとおり追記し、今後必要に応じて事務の共通化等を推進してまいります。
12	第7章 全体 P25	オンライン資格確認・マイナンバーカードの保険証利用について、本方針において触れるべきではないのか。	令和3年3月からのオンライン資格確認等システムの運用により、マイナンバーカードの健康保険証利用が開始されるが、マイナンバーカードの取得促進は保険者としても担当部局と連携し、申請支援や初回登録支援を行っているところである。オンライン資格確認はデータヘルスの基盤となるなど、今後も保険者としての関わりが大きいことから、本方針において触れるべきではないのか。	1 事務の共通化 (5)その他の事項 県は、市町村の各種事務について、必要に応じ実施状況等を調査し、その結果を情報提供するとともに、市町村との協議を経て事務の共通化を推進する。
13	第7章 全体 P25	突発的に発生した事案に対する市町村の取組に係る協議や取りまとめについても本方針への記載は必要ではないのか。	台風19号や新型コロナウイルス感染症等、突発的に発生した事案についても県が主体となり、市町村の取組について協議や取りまとめを行うものであることから、本方針に記載する必要はないのか。	災害時等の医療費一部負担金免除や保険料(税)の減免等については、各市町村がそれぞれの財政状況や被災状況等を考慮し判断するものと捉えており、県としては県内市町村の動向等を情報提供する等支援に努めてまいります。事務の共通化の項目には当てはまらないものと認識しており、現行の表記のままとさせていただきます。 なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や自然災害等、突発的な事態が被保険者の生活に著しい影響を与え、当該事態に対応した施策が講じられる場合の必要な措置について、第9章において追記することといたします。

## 市町村からの意見及び対応一覧

一連 番号	運営方針案の該当 (関連)箇所	寄せられた意見概要	寄せられた意見	対応(案)
14	第7章 1 事務の共通化 P25	突発的事案にも各市町村が対応できるよう、県が状況調査を行うとともに市町村に情報提供することで、市町村の事務が効率的に実施できるような配慮を求める。	<p>昨年の台風19号や新型コロナウイルス感染症の対応に関し、医療費の一部負担金免除や保険料(税)減免、傷病手当金の創設等の実施等、突発的な事案にも各市町村が迅速に対応できるよう、県が県内の状況等について調査を行い、その結果を市町村に情報提供することで市町村の事務が効率的に実施できるような配慮を求める。以下のとおり本方針への具体的な記述を記載する。</p> <p>(例)</p> <p>1 事務の共通化・効率化</p> <p><u>(5) 効率的な運営の推進に向けた取組</u></p> <p><u>県は、必要に応じて市町村の各種事務の実施状況を調査し、市町村へ情報提供することにより、市町村の事務の効率化を推進する。</u></p>	<p>災害時等の医療費一部負担金免除や保険料(税)の減免等については、各市町村がそれぞれの財政状況や被災状況等を考慮し判断するものと捉えており、県としては県内市町村の動向等を情報提供する等支援に努めてまいります。事務の共通化の項目には当てはまらないものと認識しており、現行の表記のままとさせていただきます。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や自然災害等、突発的な事態が被保険者の生活に著しい影響を与え、当該事態に対応した施策が講じられる場合の必要な措置について、第9章において追記することといたします。</p>